

首都圏外郭放水路利活用に関する 連携協定者

募集要項

平成 30 年 3 月 22 日

首都圏外郭放水路利活用協議会

内容

1. 目的.....	1
2. 連携協定の内容.....	1
3. 連携に対する提案.....	2
4. 事業者の選定について.....	2
5. 募集スケジュール.....	3
6. 質問受付・公表.....	3
7. 応募書類の受付.....	4
8. 問い合わせ・提出先.....	4
9. 留意事項.....	5
10. 基本的要件.....	5
11. 提出書類一覧.....	5
12. その他.....	6
様式1 首都圏外郭放水路に関する連携協定に係る応募希望表明書	
様式2 提案書	
様式3 施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績	
様式4 連携協定者募集要項に関する質問書	
様式5 応募辞退届	

1. 目的

埼玉県春日部市に位置する治水施設である首都圏外郭放水路（以下「外郭放水路」という。）では、治水事業に対する理解の浸透等を目的として見学会を開催しており、中でも「地下神殿」とも称される調圧水槽は注目を集めている。外郭放水路は海外メディアにも多く取り上げられ、地元春日部市のシティセールスの面でも期待が高まっている他、インフラ施設の観光資源としての開放が求められている。このような状況を踏まえ、民間開放による外郭放水路のさらなる利活用に向けて、「首都圏外郭放水路利活用協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、検討を進めている。

協議会では、民間事業者との間で、相互に緊密に連携した事業活動を推進することで、外郭放水路のさらなる利活用及び地域の活性化を推進する予定である。

本募集要項は、外郭放水路の利活用の促進を図るため、「首都圏外郭放水路利活用に関する連携協定」（以下「連携協定」という。）を協議会と締結する事業者（以下「事業者」という。）を募集するためのものである。

2. 連携協定の内容

1) 首都圏外郭放水路利活用に関する連携協定書(案)

別添のとおり。

2) 対象施設及び施設所在地等

埼玉県春日部市上金崎 720 首都圏外郭放水路管理支所（龍 Q 館）

施設の詳細は「12. その他」②に記載の HP 等を参照すること。対象施設は河川敷地占用許可準則第 22 に規定する「都市地域再生等利用区域」に指定された範囲とする。なお、都市・地域再生等利用区域及び都市・地域再生等占用方針は「12. その他」③に記載する HP において公表されている。

3) 連携事項

協議会は事業者と、以下の事項について連携して取組むことを想定している。

- ① 外郭放水路の施設見学などインフラツーリズムの拡大に関すること。
- ② 地域活性化に関すること。

4) 具体的な取組内容

協議会では外郭放水路の利活用促進のための基礎データ収集を目的として平成 30 年度より社会実験の実施を予定している。社会実験に関しては、上記3)連携事項の実現に向けた具体的な実施内容として以下を想定している。

- ① 事業者は社会実験として施設見学会等を自ら企画運営する。
- ② 事業者は、社会実験の実施にあたり、見学ツアー等の料金を集め、それを収入とするこ

とができる。

- ③ 事業者は、江戸川河川事務所及び春日部市が保有する外郭放水路に関する既存の広報ツール(パンフレット提供や展示物)を、無償で利用することができる。また、場合により、新たな広報ツールが事業者提供されることもある。
- ④ 今後、河川管理施設の占用手続きを協議会で行うが、「埼玉県流水占用料等徴収条例」に基づき、占用料が必要と判断された場合は、事業者負担を求めます。
- ⑤ 社会実験の実施時期や期間、実施場所、その他上記の内容等も含め、詳細は協議会と協議の上決定する。

5) 連携協定期間

本連携協定の有効期間は、連携協定締結日から1年間とする。ただし、本連携協定の有効期間が満了する2ヶ月前までに、協議会もしくは事業者から特段の申し出がない場合は、満了日の翌日から1年間、連携協定期間を延長するものとし、その後も同様とする。

3. 連携に対する提案

本募集要項に応募する事業者(以下「応募者」という)に、2. 4)の内容を踏まえて、2. 3)示した連携事項に対し、協議会とどのような連携が想定されるかなどの取組方針の提案を求めます。

なお、取組方針の提案にあたっては、本募集要項添付の様式2「提案書」を提出するものとし、法人の概要や財務諸表も「提案書」と併せて提出すること。また、提案の実現性や応募者のノウハウの活用可能性を確認する資料として、様式3「施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績」を提出することとし、実績が確認できる資料等に関するパンフレット等を必要に応じて添付するものとする。

4. 事業者の選定について

1) 選定方法

連携協定に関する提案書を応募者が提出後、下記2)に示す評価基準に基づき協議会が提案書の審査を行い、事業者を選定する。なお、必要に応じて、協議会が応募者に対しヒアリングを実施する。ヒアリング実施日については、応募者に対し別途通知する。

2) 評価基準

「提案書」及び「施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績」について、以下の点に着目して評価する。

① 提案書

・インフラツーリズムの拡大について、見学会の内容、誘客手法、インバウンドへの対応等について、理解度、貢献度、有効性、的確性、独創性、継続性の観点から優位なもの

を評価する。

・地域活性化について、地域との回遊性、地域との連携、地域精通度等について、理解度、貢献度、有効性、的確性、独創性、継続性の観点から優位なものを評価する。

② 施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績

・2.3)連携事項及び 4) 取組内容の推進に向けて有効となる実績や、提案内容の実現性・信頼性等が高いと判断される過去実績について評価する。

3) 選定結果の公表

選定結果は事業者の決定後、すみやかに応募者に対し通知するとともに、春日部市 HP 及び江戸川河川事務所 HP へ掲載し公表する。

4) その他

提案内容の確認等のため、協議会が必要に応じて応募者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

5. 募集スケジュール

事業者の募集は以下のスケジュールで行う。

日程	実施事項
平成30年3月22日～平成30年3月27日	質問受付期間
平成30年3月30日	質問回答公表日
平成30年4月6日	応募書類の提出締切日
平成30年4月中旬～下旬(予定)	ヒアリングの実施
平成30年4月中旬～下旬(予定)	事業者の選定
平成30年4月中旬～下旬(予定)	連携協定者の公表
平成30年4月中旬～下旬(予定)	連携協定締結

6. 質問受付・公表

1) 質問受付期間

平成30年3月22日～平成30年3月27日

2) 提出方法

本募集要項添付の様式4「連携協定者募集要項に関する質問書」に必要事項を記入の上、「8. a) 問い合わせ・提出先」まで電子メールにより提出し、必ず電話により着信確認すること。なお、電子メールの表題は本募集要項等に対する質問である旨を記載すること。

3) 質問への回答

質問に対する回答は平成30年3月30日に春日部市HP及び江戸川河川事務所HPに掲

載する。

7. 応募書類の受付

1) 応募書類の入手先

応募書類は以下に示すHPにおいて入手可能とする。

<http://www.city.kasukabe.lg.jp/sangyo/nyusatsu/boshuu/hosuirorikatsuyo.html> (春日部市)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00815.html> (江戸川河川事務所)

2) 受付期間

平成30年3月30日～平成30年4月6日

3) 提出方法

「10.提出書類一覧」に記載の提出書類に必要な事項を記入の上、「8. a) 問い合わせ・提出先」まで、郵送(書留郵便に限る)により1部提出すること(4月6日消印)。また電子メールにより提出書類一覧のデータも併せて提出すること。なお、郵送については封筒等に応募希望表明書等在中の旨を朱書することとし、電子メールは表題に応募希望表明書等提出の旨を記載すること。

4) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、本募集要項添付の様式5「応募辞退届」を持参又は郵送(書留郵便に限る)により「8.a) 問い合わせ・提出先」に1部提出すること。なお、郵送については封筒等に応募辞退書在中の旨を朱書すること。

8. 問い合わせ・提出先

a-1 春日部市役所 商工観光課 観光振興担当(書類提出先) ※3月31日まで

住所: 〒344-0067 埼玉県春日部市中央6丁目6番地 第三別館1階

電話: 048-736-1111

FAX: 048-733-3826

Mail: shokou@city.kasukabe.lg.jp

a-2 春日部市役所 観光振興課 観光振興担当(書類提出先) ※4月1日から

住所: 〒344-0067 埼玉県春日部市中央6丁目6番地 第三別館1階

電話: 048-736-1111

FAX: 048-733-3826

Mail: kanko@city.kasukabe.lg.jp ※4月1日からアドレスが変更になります

b 国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 調査課

住所: 〒278-0005 千葉県野田市宮崎 134

電話:04-7125-7317

FAX:04-7125-2947

なお、募集要項に関する質問については、電話での直接回答は行わない。

9. 留意事項

協定の締結及び実施に係る費用については、事業者で負担するものとする。協議会から、事業者への費用の支払いは行わない。(応募に要する費用を含む)

10. 基本的要件

複数企業による協定を想定している場合は、応募時点における構成員及び代表者を示し、役割分担を記載した書面を添付すること。

以下の要件を満たさないものは、応募できない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

11. 提出書類一覧

No	提出書類	備考	様式	提出部数
1	応募希望表明書	指定の様式に必要事項を記入すること。	1	1部
2	提案書	指定の様式に必要事項を記入すること。	2	1部
3	施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績	施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績に関する事項	3	1部
4	法人の概要	会社パンフレット等	任意	1部
5	財務諸表	直近の財務諸表について	任意	1部

12. その他

都市・地域再生等利用区域の指定範囲やこれまでの見学会の開催状況、施設の詳細等については、以下の HP 等を参照

- ① 首都圏外郭放水路利活用協議会／首都圏外郭放水路利活用懇談会 : 江戸川河川事務所 HP
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00815.html>
- ② 首都圏外郭放水路の施設概要 : 首都圏外郭放水路 HP(江戸川河川事務所)
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/gaikaku/index.html>
- ③ 都市・地域再生等利用区域の指定等について : 江戸川河川事務所 HP
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00845.html>
- ④ 特別見学会概要 : 江戸川河川事務所 HP(特別見学会について)
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00733.html>
- ⑤ 春日部市 HP : <https://www.city.kasukabe.lg.jp/>
- ⑥ 春日部商工会議所 HP : <http://www.kasukabe-cci.or.jp/>
- ⑦ 庄和商工会 HP : <http://www.syokoukai.or.jp/syowa/>
- ⑧ 春日部市観光協会 HP : <http://www.kasukabe-cci.or.jp/sightseeing/>

様式1)

平成30年 月 日

首都圏外郭放水路利活用に関する連携協定応募希望表明書

首都圏外郭放水路利活用協議会 宛

平成30年3月22日付けで公表されました、「首都圏外郭放水路利活用に関する連携協定」に係わる募集に応募することを表明します。

記

社名		
代表者氏名		
担当者氏名・ 部署名・役職名		
連絡先	住所	〒
	電話	
	Mail	
	FAX	

様式2)

提案書

提 案 内 容

本募集要項に応募する事業者(以下「応募者」という)に、2. 4)の内容を踏まえて、2. 3)示した連携事項に対し、協議会とどのような連携が想定されるかなどの取組方針の提案を求める。

なお、法人の概要、財務諸表は本様式に添付すること。

注1)A4版3ページ以内

様式3)

施設の運営・ツアー・地域との連携・その他実績

実績区分	(例) ・ツアー(インフラツーリズムツアーなど) ・施設運営(指定管理者を含む) ・地域振興イベント ・その他
事業名称等	(例) 〇〇〇展示館運営事業
施設所在地 施設名称	(例) 〇〇県〇〇市 〇〇館
関与区分	(例) 企画運営・主催・協力 など
事業内容	
上記以外の 同種実績 (事業名等 のみ記載)	
注1) 過去実績は過去10年以内(平成30年3月30日まで)のものとする。 2) 実績が確認できる資料等に関するパンフレット等を必要に応じて添付するものとする。	

様式4)

平成30年 月 日

連携協定者募集要項に関する質問書

首都圏外郭放水路利活用協議会 宛

応募者	社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No	該当箇所			項目	質問内容
	頁	大項目	中項目		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注1) 記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること

注2) 資料名等は上記記入例を参考に適宜書き換え記載すること。

様式5)

平成30年 月 日

応募辞退届

首都圏外郭放水路利活用協議会 宛

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

平成30年3月22日付けで公表されました「首都圏外郭放水路利活用に関する連携協定」に係る募集について、応募希望表明書を提出しているところですが、下記の理由により応募辞退を申し上げます。

【応募辞退理由】

首都圏外郭放水路利活用に関する連携協定書（案）

首都圏外郭放水路利活用協議会（以下「甲」という。）及び●●●●●（以下「乙」という。）は、首都圏外郭放水路の利活用及び周辺地域の活性化を図るため、次のとおり連携協定（以下「本連携協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本連携協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携した事業活動を推進することにより、首都圏外郭放水路（以下「外郭放水路」という。）のさらなる利活用及び地域の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取り組むことを合意する。

- (1) 外郭放水路の施設見学などインフラツーリズムの拡大に関すること
- (2) 地域活性化に関すること

（実施内容の調整）

第3条 甲及び乙は、連携事項を協働して推進するにあたり、具体的な実施内容、実施場所、時期、期間、方法、役割分担、料金の収受その他の必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（施設の使用）

第4条 乙は、前条で乙が使用できる範囲として取り決めた範囲において、河川法（昭和39年法律第167号、その後の改正を含む。以下同じ。）及び河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号、その後の改正を含む。以下同じ。）の規定に従い、外郭放水路の施設の一部を使用することができる。

（独立採算）

第5条 第3条により別途取り決めた場合を除き、連携事項の実施その他本連携協定の履行より生じる費用及び責任（第三者に対する損害賠償責任を含む。）は、乙が負担する。

(確認事項)

第6条 甲及び乙は、本連携協定の締結が、連携事項の推進にあたって、甲が乙以外の第三者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の変更)

第7条 甲及び乙のいずれかが本連携協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、書面による合意により、必要な変更を行うことができる。

2 前項にかかわらず、甲は、乙に対し、甲による外郭放水路の適切な運用に必要と認める場合には、合理的に必要な範囲内で、本連携協定内容及び連携事項の変更を求めることができる。

(期間)

第8条 本連携協定の有効期間は、本連携協定の締結の日から1年間とする。ただし、本連携協定の有効期間が満了する2か月前までに、甲及び乙から書面により特段の申出がない場合は、満了日の翌日から1年間、本連携協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(解除)

第9条 前項の規定にかかわらず、甲は、本連携協定の有効期間中であっても、やむを得ない事由がある場合には、2か月前までに書面により乙に通知することにより、本連携協定を解除することができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により連携事項の推進が困難となった場合には、本連携協定を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、相手方当事者が、その責に帰すべき事由により、本連携協定の各条項のいずれかに違反したことにより損害を被った場合には、相手方当事者にその損害の賠償を請求できる。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、連携事項の実施に関連して知り得た相手方当事者の情報又は連携事項の実施に関連して知り得た外郭放水路の情報（次の各号に定める情報を除く。）を、相手方当事者の書面による事前の同意を得ずに第三者に開示し又は漏洩してはならない。

- (1) 守秘義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 本連携協定に違反することなく既に公知となっている情報

2 第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、前項の規定は、本連携協定の有効期間の終了後においても、なおその効力を有する。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 甲及び乙は、本連携協定上の権利義務の全部若しくは一部又は本連携協定上の地位を、相手方当事者の事前の承諾なく第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(準拠法及び管轄)

第13条 本連携協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本連携協定に起因又は関連して生じた紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 本連携協定に定めのない事項又は本連携協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本連携協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 月 日

甲 首都圏外郭放水路利活用協議会

●●●●● (役職) (氏名)

乙 ●●●●●●●●●● (住所)

●●●●● (会社名)

●●●●● (役職) (氏名)